

様式 11-1

事 業 報 告 書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 吉 徳 会
- ① ☐ 財団 ☐ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県明石市朝霧台 1120 番地 2
- (3) 設立認可年月日 平成 1 年 3 月 24 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 4 月 5 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	明石 梓	
常務理事	明石 健吾	
理 事	田中あゆみ	
監 事	井上 祐輔	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	あさぎり病院	2812003487	明石市朝霧台 1120 番地 2	一般病床 99 床
診療所	あさぎりクリニック	2812006308	明石市朝霧台 3783 番地 134	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和7年 7月 9日	定時総会	決算承認の件
令和7年12月27日	臨時総会	疾病予防運動施設開設の件、定款一部変更の件、新事業

令和8年 3月26日 定時総会 所の管理者選任の件、事業計画案ならびに収支予算案の件
令和8年度事業計画及び収支予算の承認の件、借入金の最高限度額の承認の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

なし

様式 2

法人名 医療法人社団 吉徳会
所在地 兵庫県明石市朝霧台1120番地2

医療法人番号 28113

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	6, 422, 306 千円
2. 負 債 額	1, 222, 254 千円
3. 純 資 産 額	5, 200, 052 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2, 667, 106
B 固 定 資 産	3, 755, 200
C 資 産 合 計 (A + B)	6, 422, 306
D 負 債 合 計	1, 222, 254
E 純 資 産 (C - D)	5, 200, 052

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 吉徳会

医療法人番号

28113

所在地 兵庫県明石市朝霧台1120番地2

貸借対照表 (病院又は介護老人保健施設)

(令和 8 年 4 月 30 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	2,667,106	I 流 動 負 債	356,401
現金及び預金	2,168,160	買掛金	76,227
事業未収金	485,379	未払金	85,407
たな卸資産	16,160	未払費用	78,166
立替金	143	未払法人税等	35,163
仮払金	174	未払消費税等	6,215
貸倒引当金	△ 2,910	仮受金	0
		預り金	17,223
		賞与引当金	58,000
II 固 定 資 産	3,755,200		
1 有 形 固 定 資 産	2,593,840	II 固 定 負 債	865,853
建物	577,375	長期借入金	425,000
構築物	107,257	退職給付引当金	440,853
医療用器械備品	188,356		
車両及び船舶	612		
一括償却資産	2,855		
土地	1,557,643		
建設仮勘定	159,742		
2 無 形 固 定 資 産	11,316	負 債 合 計	1,222,254
借地権	1,400		
ソフトウェア	8,271	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	1,645	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	1,150,044	I 出 資 金	0
出資金	8,640	II 積 立 金	5,200,052
差入保証金	7,224	設立等積立金	4,696,248
ゴルフ会員権	17,880	繰越利益積立金	503,804
保険積立金	61,811		
長期前払費用	6,169	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
減価償却引当金特定預金	145,600	その他有価証券評価差額金	
繰越資産	173	繰延ヘッジ損益	
投資有価証券	902,547	純 資 産 合 計	5,200,052
資 産 合 計	6,422,306	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,422,306

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 吉徳会

医療法人番号

28113

所在地 兵庫県明石市朝霧台1120番地2

損 益 計 算 書

(自 令和 7年5月1日 至 令和 8年 4月30日)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,222,156
2 事業費用		
(1) 事業費	3,051,879	
(2) 本部費	0	3,051,879
本来業務事業利益		170,277
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		170,277
II 事業外収益		
受取利息	10,568	
その他の事業外収益	155,369	165,937
III 事業外費用		
支払利息	3,999	
その他の事業外費用	18,647	22,646
経常利益		313,568
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	87	87
税引前当期純利益		313,481
法人税・住民税及び事業税	76,467	
法人税等調整額		76,467
当期純利益		237,014

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名	医療法人社団 吉徳会
所在地	兵庫県明石市朝霧台1120番地2

医療法人番号	2	8	1	1	3
--------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
 2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 吉徳会
理事長 明 石 梓 様

私は、医療法人社団吉徳会の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 8年 6月25日

医療法人社団 吉徳会

監事 井上 祐輔